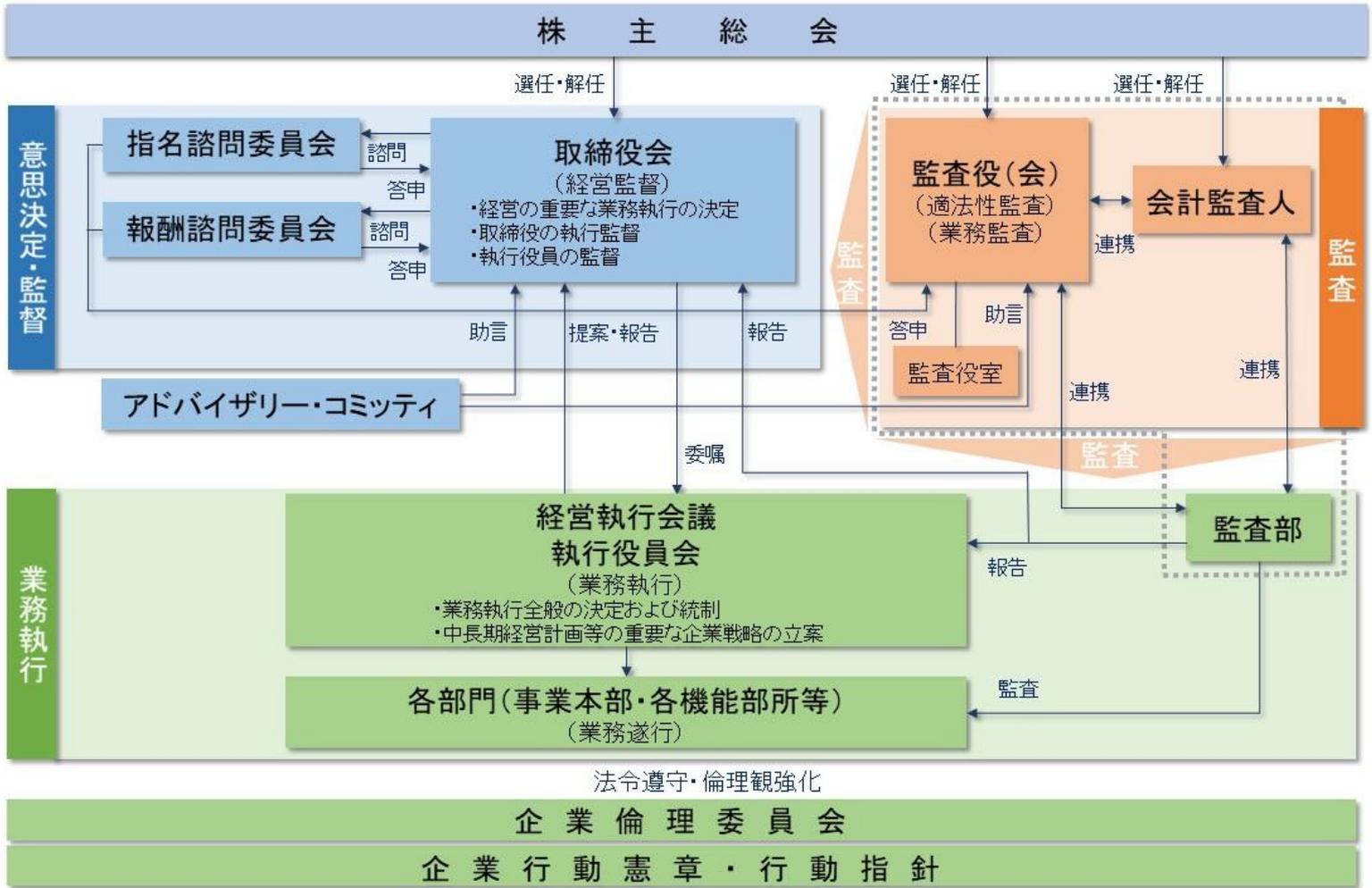


当社のコーポレート・ガバナンス体制（模式図）



別紙1 取締役会実効性評価

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、取締役会の運営方法、議案内容、審議状況等に関する各取締役の評価等を事業年度毎に実施し、取締役会の実効性確保に努めるとともに、評価結果の概要をコーポレート・ガバナンスに関する報告書に開示することとしております。

このたび、2024年に開催した取締役会について、取締役および監査役全員、ならびに定例出席の執行役員を対象に匿名の自己評価アンケートを実施いたしました。取締役会の実効性に関する評価結果の概要は、以下の通りとなります。

<評価結果の概要>

- ・当社取締役会は、社外取締役の人数・割合を含め、審議にあたって必要十分な人数で構成され、メンバーは企業価値向上に向けて必要となる知識・経験・能力・多様性を有している。
- ・当社取締役会の開催頻度、決議事項・報告事項は相当であり、審議においてはリスクテイクを阻害せず自由闊達で建設的な議論がなされている。

以上により、当社取締役会のメンバー構成・運営状況は適切であるとともに、業務執行上の重要事項の決定ならびに職務執行の監督も相当に行われていることから、当社取締役会の実効性は十分確保されているものと評価いたします。

なお、評価の過程では、これまでの重要議案の審議充実化に向けた機動的な審議場面の設定や、議事進行の工夫などが有効に行われているとの評価があった一方、より一層の実効性向上に向け、サステナビリティや人的資本などの近時の重要課題の議論を深めていくべきとの提言もなされており、今後も継続的に実効性を高める取組みを推進してまいります。

2023年度の取締役会実効性評価において提言のあった課題に対する2024年の取組みは以下の通りです。

課 題	取 組 み
<p>【重要案件の審議を充実させるための工夫】</p> <ul style="list-style-type: none">・2025年からの中期経営計画「Vision2030 2nd STAGE」の策定、サステナビリティや人的資本にかかる近時の重要課題などへの対応についての審議には十分な時間を確保するべき。・取締役会は、必要に応じて開催時間の変更や臨時取締役会を開催するなど、機動的な対応で重要案件の審議時間を確保するべき。	<p>【執行部門への権限委譲による議案の絞り込み】</p> <ul style="list-style-type: none">・24年4月より、役員会議体見直しと決裁権限基準の改定を行い、取締役会から執行部門への権限委譲の拡大を図りました。・これにより、4月～12月で取締役会に上程された決議事項は約15%減少しました。なお、これらの議案は報告事項として取締役会の監督に付されています。 <p>【社外取締役との情報共有促進】</p> <ul style="list-style-type: none">・24年より、執行部門で中期戦略や事業計画を審議する経営執行会議に、社外取締役が陪席する事を可能とする運用を開始し、当社の経営状況についての一層の共有化を図りました。 <p>【審議場面の機動的設定、議事進行の簡素化・効率化】</p> <ul style="list-style-type: none">・24年は翌年からの次期中計「Vision2030 2nd STAGE」の策定に向け、臨時を含む全15回の取締役会懇談会を開催し、22の重要テーマについて議論しました。・また、議案によっては事前の資料配布や起案部所による説明動画の配信を以って当日の説明を省略して審議するなど、重要議案の審議に十分な時間を確保するための議事進行の工夫を行いました。 <p>【専任担当設置による社外役員への情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none">・24年4月より設置の取締役会担当部長から、社外取締役に対して経営執行会議での審議事項を定例で共有する説明会を実施し、取締役会上程前の重要議案に関する情報提供の充実を図りました。・また、社外役員への取締役会上程議案の事前説明を従前から1日

	前倒しし、そこでの質問や指摘事項を速やかに議長や起案部門に共有することで、資料追加や補足説明に反映する時間を確保するとともに、取締役会当日の審議の充実化を図りました。
--	---

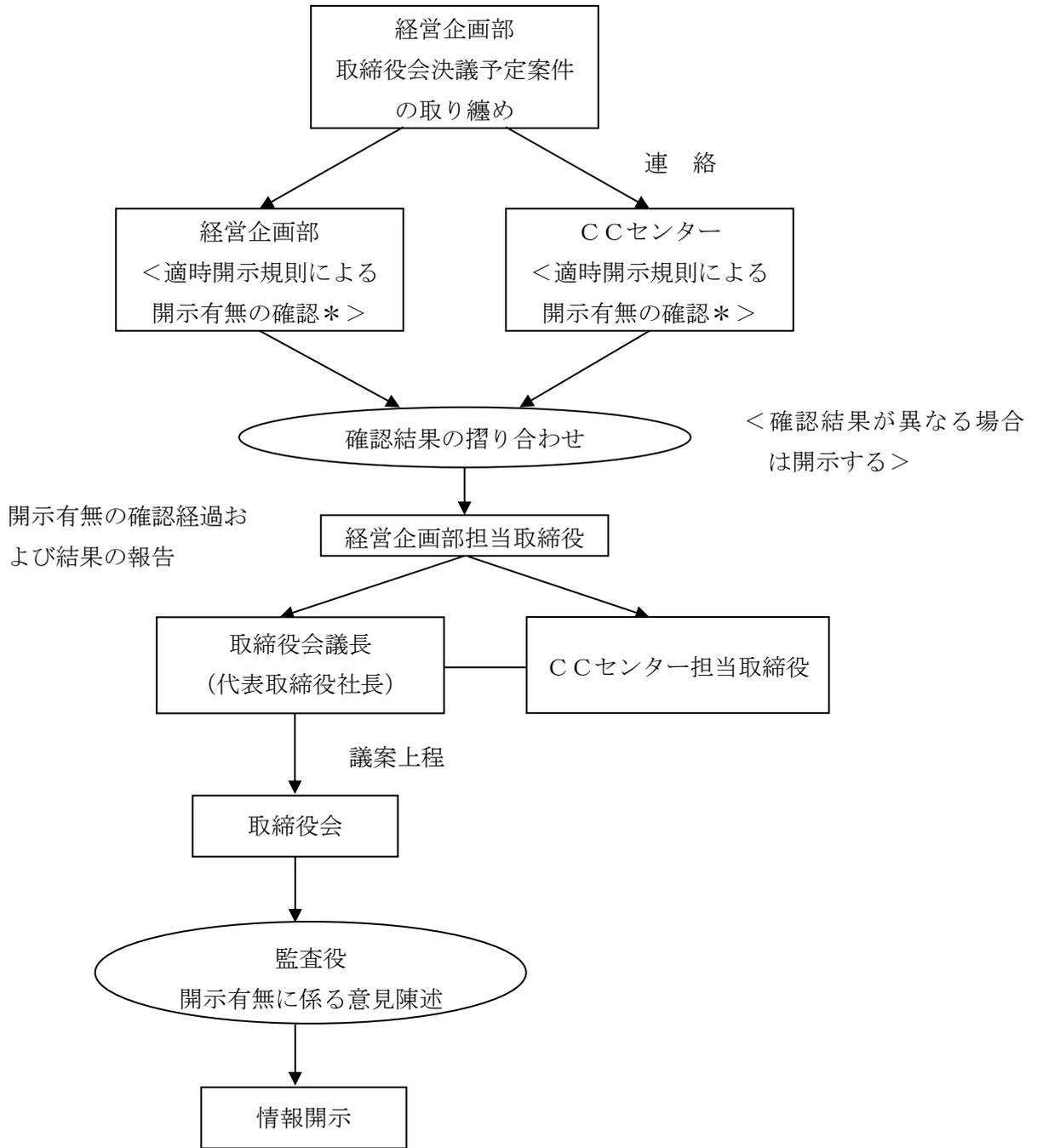
2024年度の実効性評価でなされた意見・提言を踏まえた本年度の取組みは以下の通りです。

意見・提言	取組み
<p>・本年から開始となる次期中期経営計画「Vision2030 2nd STAGE」の達成、ならびに企業価値の更なる向上に向けては、中期計画策定時に設定した各種施策のKPIやマイルストーンに対する進捗のモニタリングを強化することとあわせて、サステナビリティや人的資本にかかる近時の重要課題についての継続した議論やコンプライアンス・リスク管理などの内部統制に係る体制整備についての審議を更に充実させる必要がある。</p>	<p>① 第164期定時株主総会での承認を以って社外取締役を増員してその構成を高めるとともに、取締役会議長を社外取締役とすることで、経営の監督の客観性・実効性および意思決定の透明性を更に向上させる。</p> <p>② サステナビリティや人的資本をはじめとする重要な経営課題については、取締役会懇談会を含めた年間のアジェンダを作成し、審議スケジュールを予め設定することで、大きな方向性の議論から具体的施策のモニタリングに至るまでのPDCAサイクルを確実に回していく。</p> <p>③ リスクマネジメントや資本市場との対話の状況など、取締役会での議論の充実が望まれている事項については、体制を含めて社内で検討した上で、取締役会で議論する機会を増やす。</p> <p>④ 重要議案の更なる審議の充実に向けては、機動的な審議場面の設定や議事進行の工夫などのこれまでの取り組みに加えて、限られた時間内で密度の濃い効率的な審議が行えるよう、提案資料のブラッシュアップ等に取り組む。</p>

当社の適時開示体制の概要（模式図）

別紙2

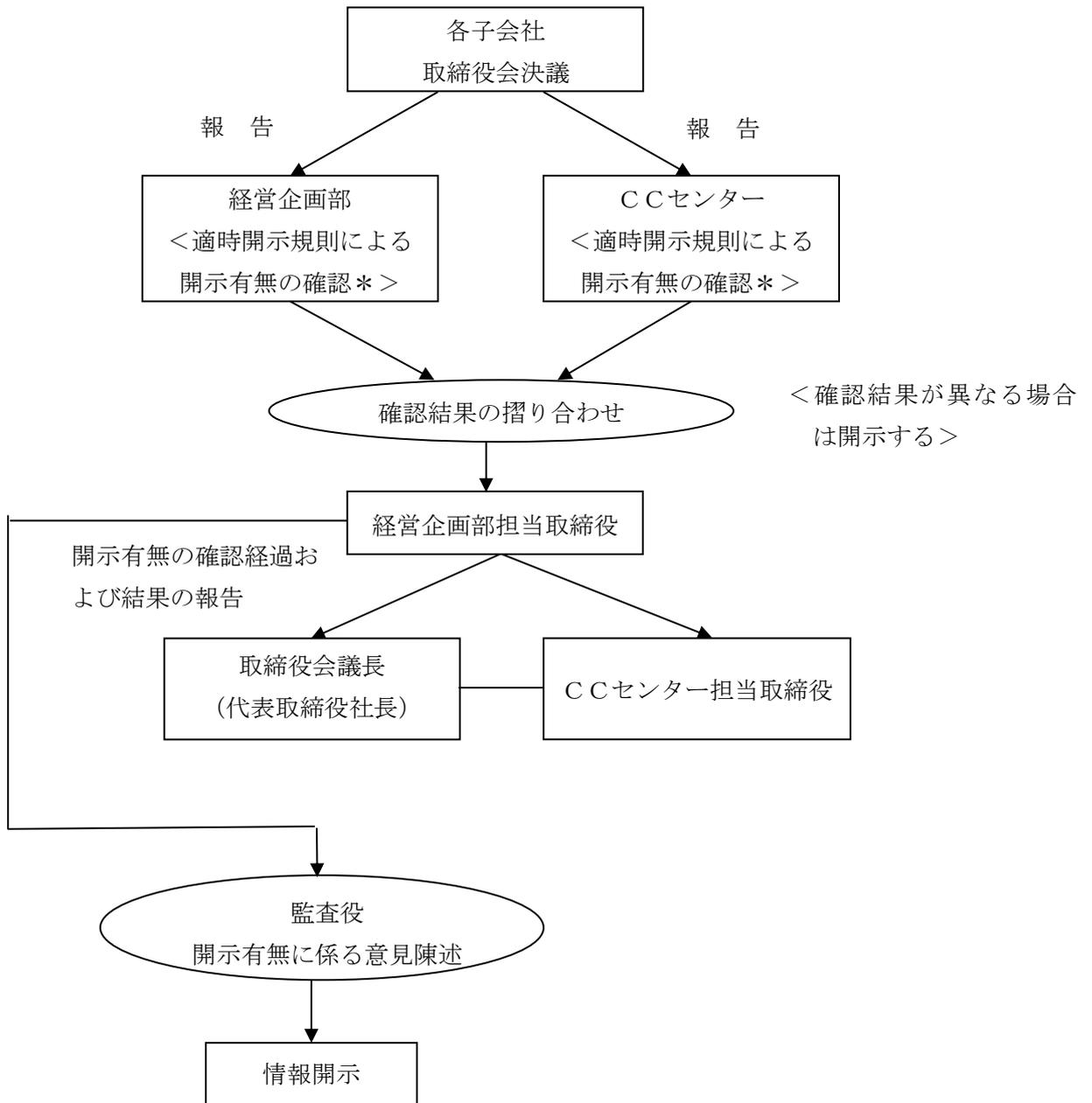
当社に係る決定事実・決算に関する情報等について



* 開示有無の確認：「適時開示規則に定められた「開示が求められる会社情報」への該当有無の確認」

別紙3

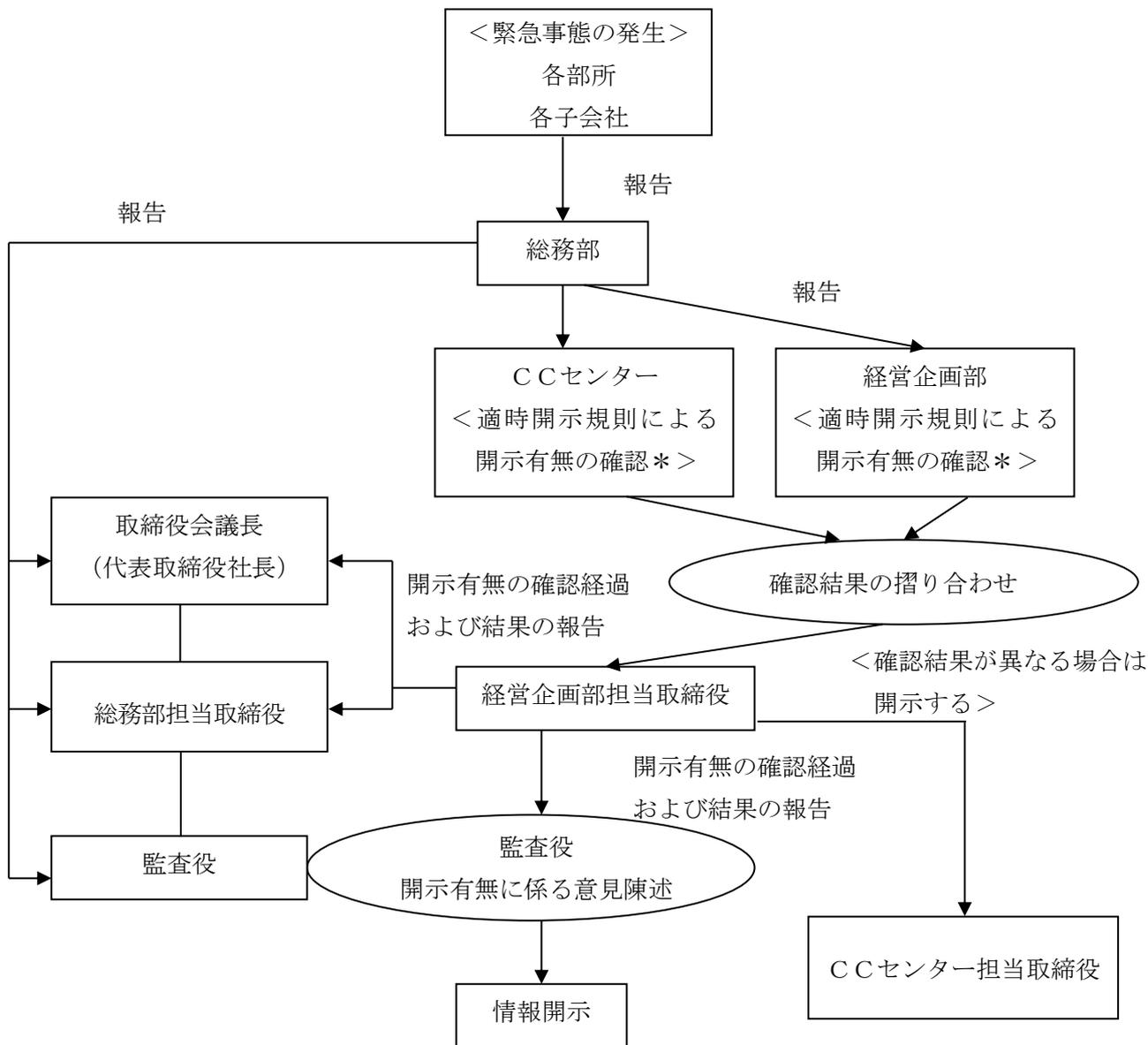
子会社の決定事実に関する情報について



* 開示有無の確認：「適時開示規則に定められた「開示が求められる会社情報」への該当有無の確認」

別紙4

当社グループに係る発生事実に関する情報について



* 開示有無の確認：「適時開示規則に定められた「開示が求められる会社情報」への該当有無の確認」